

続
第7章 電子登録債権の構築に関する農林業の課題

登録債権法制
に関する中間試案の補足説明」(以下、補足説明という)が取りまとめられ¹、パブリック・コ
ントの手續に付された
出された。今通常国会で電子
に 務大臣に提
に

構築の可能性について検討する
もえ

登録債権の中小企業金融
度の概要
を考察する。次に

＜ 〆

続

続

れ に ン

3 中小企業金融と電子登録債権

関門地域は中小企業が多く、

R. à

キャピタルの創出及び蓄積に役立つであろう。それでは、関門地域の電子産業（電子産業）の発展に資するべく、ワークを構築する場合に留意すべき点は何であろうか。その点についてR. à

ものである(このシンポジウムの資料として、池田真朗「電子登録債権」金法178

・池田真朗「電子登録債権法制立法試論」金法1788号10頁（2006